

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 共産党支部の設置

国有企業との合併による合併会社においては、その設立当初からいわゆる共産党支部が会社内に設置され、共産党支部が各種の活動を行っている場合があります。外国人には、会社内に党組織が存在すること、その役割・任務・活動等、理解が容易でない場合も多いと思います。他方で、会社法は、党組織活動に対する支援を会社に対して求めており、共産党支部の設立・活動は、会社の活動とも関係することになります。

今回は、外商投資企業における共産党支部の位置付け、役割・任務及び会社が負担する活動経費等に関する規定及び規範を紹介します。

Q: 当社(A社)は、1996年に江蘇省で、大型国有企業グループに属する中国企業B社と合併会社C社を設立し、成型機械等の基幹部品を製造・販売しています。C社は、設立当初にB社の一部事業を事実上譲り受け、当初の従業員もB社から受け入れました。この度、C社の増資をB社と合意し、C社の合併契約及び定款の修正についてB社と協議をしています。

上記の協議の過程で、B社は、①定款においてC社において設立されている共産党支部に対してC社が必要な支援を提供すること、②当該支援の1つとして従業員の賃金総額の0.5%を毎月活動経費として共産党支部に提供することの2点を明記することを要請しています。B社の説明によると、「上記の要請は、中央レベルの国有企業グループの共通の要請であり、他の合併会社においても同様に規定されている。中国の法律に基づく要請であるので、規定しないという主張は認められない。」とのこと。確かにC社には、設立当初から共産党支部が設置されています。具体的な活動内容は分からないものの、従業員に対する慶弔金の支給、各種のイベント活動、旅行等を行っているようで、その活動は、労働組合と一体となっているように見えます。

今回のB社からの上記要請は、本当に中国の法律に基づくものなのでしょうか？また、C社は、労働組合の活動経費として、従業員の賃金総額の2%を毎月労働組合に支払うほか、上記のように従業員の賃金総額の0.5%を共産党支部の活動経費として負担する必要があるのでしょうか？

A: 企業に設置される共産党基層委員会(その他、企業内の共産党群衆組織として支部、紀律検査委員会、中国共産主義青年団も設置されている場合があります。)は、「中国共産党定款」等に基づき、幹部等の人材養成、表彰、党員としての定期養成、党員責任の監督・評価、思想・規律の宣伝等に結びつく各種の活動を行っている」と説明されることが多いのですが、外国人出向者等から見ると、日々どのような活動を行っているのか分かり難いというのが実際のところではないかと思います。

共産党基層委員会の設置は、党員の権利であり、企業がその設置や活動自体を禁止したり、企業の同意を要求したりすることは法的にはできません。

また、企業は、会社法上の義務として「党組織の活動のために必要な条件」を提供する義務を負っており、当該義務には、活動経費を負担することも含まれる(少なくとも活動経費の負担が排除されるものではない)と解されています。労働組合のように、その活動経費負担が法律レベルで規定されるものではないのですが、近時、地方政府が党組織の活動経費を非公有制企業が負担した場合の税務上の損金処理に関する税規範を發布する等、企業の上記活動経費負担を適正化する規範が設けられつつあります。

本ケースでは、上記の理解を前提として、税務上損金計上が可能で、合併会社による共産党基層委員会等の活動経費負担を中国側から要請されているようです。①そもそも活動経費負担義務が法律レベル

で企業(会社)の義務として明確に規定されているものではなく、仮にこれを負担しないとしても「違法」といった問題は、現在のところ生じないと考えられること、②活動経費負担を会社の根本規則である定款に規定することも法の要求ではなく、中国側の「中国の法律に基づく要請であるので、規定しないという主張は認められない。」という主張は、法的には明確な根拠を欠くものだと思います。

しかし、中国の法制全体にわたる共産党の活動に関する保障及び上記の会社法の規定や、以下に紹介する非公有制企業における共産党組織の活動目的等を考えると、無碍に中国側の要請を否定した場合には、合弁当事者間の信頼関係を損ねることにもなりかねず、実際には困難な対応となる可能性があります。

今後、非公有制企業における党組織の活動保障の要請が全国的に広がった場合には、中国で事業を行う外商投資企業にとって、党組織の活動経費負担は、労働組合経費負担と同様に、「合理的に負担されるべき経費」として浸透していく可能性があります。

以下においては、共産党基層委員会の位置付け、役割、活動経費の負担等に関する規定及び規範を簡潔に紹介します。

1 共産党基層委員会の位置付け

「中国共産党定款」(以下「定款」といいます。)第 29 条は、「企業、農村、機関、学校、科学研究所、街道社区、社会組織、人民解放軍連隊その他の基層単位で、正式な党員が三人以上ある場合には、いずれも、党の基層組織を設立しなければならない。党の基層組織は、業務の必要及び党員の人数に応じて、上級の党組織の承認を得て、党の基層委員会、総支部委員会、支部委員会をそれぞれ設立する。」とし、その役割は、党の企業等の社会の基層組織(末端組織)の闘争堡壘であり、党の全ての業務及び闘争力の基礎であるとされています(定款第 31 条)。同条は、その具体的な役割を次のように定めています。

- (1) 党の路線、方針、政策を宣伝し、及び執行し、党中央、上級組織及び本組織の決議を宣伝し、及び執行し、党員の前衛的な模範的役割を十分に発揮し、党内外の幹部及び民衆を団結し、組織し、本単位が負う任務の完了に努めること。
- (2) 党員が真摯にマルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「三つの代表」の重要な思想を学び、科学的発展観を学び、党の路線、方針、政策及び決議を学び、党の基本知識を学び、科学、文化、法律及び業務知識を学ぶことを取り纏めること。
- (3) 党員に対して教育、管理、監督及び服務を行い、党員の素質を高め、党派性を強化し、党の組織生活を厳格にし、批判及び自己批判を展開し、党の紀律を維持・保護し、及び執行し、党員が適切に義務を履行することを監督し、党員の権利が侵害を受けないことを保障し、流動党員の管理を強化し、及び改善すること。
- (4) 民衆と密接に関係し、民衆の党員、党の業務に対する批判及び意見を常に傾聴し、民衆の正当な権利及び利益を維持・保護し、民衆の思想政治業務をよりよく行うこと。
- (5) 党員及び民衆の積極性及び創造性を十分に発揮し、これらの有能な人材を発掘し、養成し及び推薦し、彼らが改革開放と社会主義現代化の建設において自身の聡明才知を貢献することを奨励し、及び支持すること。
- (6) 入党を希望する積極分子に対して教育及び養成を行い、経常的な党員受入業務をよりよく行い、生産、業務第一線及び青年において党員を受け入れることを重視すること。
- (7) 党員幹部及びその他のいずれの業務人員も、国の法律・政策・紀律を厳格に遵守し、国の財政経済法規及び人事制度を厳格に遵守し、国、集団及び民衆の利益を侵害しないことを監督すること。
- (8) 党員及び群衆が不良傾向を自ら制止し、断固として各種の違法犯罪行為と戦うよう教育すること。

また、定款第 32 条第 3 項は、非公有制経済組織における党の基層組織の役割として、「党の方針政策を貫徹し、企業が国の法律法規を遵守することを指導し、及び監督し、労働組合、中国共産主義青年団等の民衆組織を指導し、従業員民衆を団結、凝集し、各方の適法な權益を維持・保護し、企業の健全な発展を促進する。」と規定し、「個人及び私営等の非公有経済組織において党の基本建設業務を強化することに関する中国共産党中央組織部の意見」第 4 条は、更に具体的な職責を次に掲げるとおり規定しています。

- (1) 党及び国の路線・方針・政策の貫徹を宣伝し、企業が国の法律、法規を遵守し、法により経営し、規則に従い納税することを指導し、及び監督すること。
- (2) 企業の生産経営の重大な問題を重視し、意見及び建議を提出し、企業の発展を支持し、及び促進すること。
- (3) 党員の教育管理を強化し、党員受入業務をよりよく行い、党員の前衛的な模範的役割を発揮すること。

- (4) 従業員の思想政治業務をよりよく行い、従業員民衆を団結し、及びこれに依拠し、従業員の適法な權益を重視し、及び維持・保護すること。
- (5) 社会主義精神文明建設を強化し、理想、道德、文化、紀律ある従業員チームを構築すること。
- (6) 企業内部各方面の関係を調整し、原則を堅持し、矛盾を解き、企業及び社会の安定を維持・保護すること。
- (7) 労働組合、中国共産主義青年団等の民衆組織を指導し、彼らが法律及び各自の定款により独立して、自主的に業務を展開することを支持すること。
- (8) 上級党組織から与えられた任務を完了すること。

2 共産党の会社法上の位置付け

「会社法」第 19 条は、「会社において、中国共産党定款の規定に基づき、中国共産党組織を設立し、党の活動を展開する。会社は、党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない。」と規定し、改正前の会社法第 17 条が「会社において、中国共産党基層組織の活動については、中国共産党定款により処理する。」と規定していたのを改正して、中国共産党組織の設立・活動を（党員の）権利として規定し、会社の義務として党組織の活動のために必要な条件を提供することを明記しました。これにより、例えば、会社は、中国共産党組織を設立・活動を阻害する行為をすれば違法行為と判断される可能性がありますし、従業員が中国共産党組織の活動に適正に従事したことをもって不利益な処分をすれば違法な処分と判断される可能性があります。他方で、会社は、「党組織の活動のために必要な条件」、即ち、一般的には、当該活動に要する時間、空間（活動場所）及び経費等について、活動を保障する支援を提供する法的義務を負うと解することができます。

3 共産党基層委員会の経費負担

共産党基層委員会の活動経費については、「企業の党組織活動経費問題に関する中国共産党中央組織部、財政部の通知」がその費用の範囲を「企業組織活動経費（党内会議を開催し、党内の宣伝教育活動及び組織活動を行い、党員及び入党を希望する積極分子を養成し、有能党員及び有能な党支部活動の顕彰を展開する等の費用を含む。）」と定義し、その経費資金の出所として、「中央組織部の党費用途に関する規定に従い、先ず、保有している党費から支出し、不足する部分については、企業の管理費により解決する。」と規定しています。更に同通知は、資金の利用及び監督・管理について、次のように規定しています。

- (1) 党組織活動経費の企業管理費から支払う部分については、毎年の初めに企業の党委員会（総支部、支部）が業務の必要及び節約の原則に基づき、年度予算を編成し、企業財務計画に組み入れる。
- (2) 計画の範囲内において、日常の支出は、党の委員会書記が審査承認し、財務部門が精算する。
- (3) 特別な状況があり、追加の経費が必要場合には、党委員会の会議検討を経て、財務部門に提出し、工場長が決定する。
- (4) 企業管理費から支出する部分については、更に財務部門の監督を受けるものとする。

上記の共産党基層委員会の活動経費に関する党中央の規範を受け、江蘇省においては、「省委員会組織部、省財政庁、省国税局、省地方税局の『非公有制企業の党組織活動経費問題に関する通知』（蘇組通〔2005〕54 号）及びその補充通知を發布し、次のように定めています。

経費資金の出所：企業の党組織活動経費は、企業管理費から支出し、実費に基づき税引前から控除する。
経費予算の作成・精算・利用：毎年初めに企業の党組織が業務の必要に応じて年度予算を編成し、一般的には、従業員の年度賃金総額の千分の五の金額を企業財務計画に組み入れる。

計画の範囲内において、日常の支出は、党組織責任者が審査承認し、財務部門が精算する。

特別な状況があり、追加の経費が必要場合には、党組織の会議検討を経て提出し、企業の指導層が決定する。

4 考察

本件で B 社の要請は、おそらく法律上は、会社法第 19 条を根拠とし、また、税務処理上は上記の蘇組通〔2005〕54 号等を根拠としているのではないかと思います。B 社の要請は、会社法の規定や税務規範から見ると、不当な要請とはいえないと思います。ただし、厳密にいうと、会社による共産党支部の活動経費の負担は、少なくとも法律レベルの具体的な強行性を有する義務であるとはいえませんし、また、この負担を定款に明記することも法の要請とはいえません。おそらく、共産党支部の位置付けやその実際の任務・役割等

について、外国企業又は外国人が中国企業又は中国人と同じ認識を有することが必ずしも容易ではないため、本件のような事項にかかわる中国側との協議は、その対応に苦慮する場合があります。絶対に望ましい対応という解を求めることは困難であると思うものの、A 社としては、まずは、C 社に設置されている共産党支部の設立状況、活動状況等について状況を十分に把握した上で、共産党支部がC 社において果たしている役割及び将来果たすことを期待する役割等について検討し、一定程度の時間をかけて B 社と協議を行って妥協点を探る必要があると思います。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

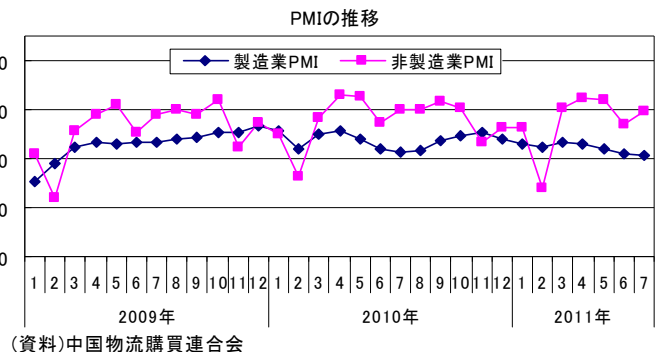
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆7月の製造業 PMI 2年4ヶ月ぶりの低水準

中国物流購買連合会の発表によると、7月の製造業 PMI は前月比 0.2 ポイント低下し、50.7 となった。今年 4 月から 4 ヶ月連続で低下したが、先月までの全体的な指数の下落ではなく、11 の構成要素のうち、新規受注指数、購買量指数、輸入指数等 6 つは上昇、生産指数、完成品在庫指数、新規輸出受注指数等 5 つは下落する結果となった。同連合会では、新規受注指数が 51.1 (前月比+0.3 ポイント) と、今年 3 月以来の上昇となった点、完成品在庫指数が 49.2 (同 ▲1.8 ポイント) と大幅に低下したことが在庫調整の終了を意味し、年後半の生産増加に繋がる点など、7 月の PMI からポジティブな局面も読み取れるとしている。一方、外資企業 (香港・マカオ・台湾企業を含む) の PMI が現在も 50 以上を維持する中、中国国有企業は 2 ヶ月連続、民営企業は 3 ヶ月連続で 50 を割り込んでおり、中国地場企業の景況感の不冴えに懸念を示した。なお、7 月の非製造業の PMI は前月比+2.6 ポイントの 59.6 となった。



【貿易・投資】

◆UNCTAD「世界投資報告 2011」発表

国連貿易開発会議 (UNCTAD) が 7 月 26 日に発表した「世界投資報告 2011」によると、中国の 2010 年の対内直接投資額は、前年比 +11% の 1,057 億米ドルと、昨年と同じく世界第 2 位となった。賃金と製造コストの持続的な上昇に加えて、産業構造調整が進んでいることから、海外からの直接投資先は従来の労働集約型製造業からハイテク産業、サービス産業へとシフトしつつあるとし、特に、不動産業への直接投資の割合は、2010 年通年で全体の 20% を超えたと指摘した。一方、2010 年の対外直接投資額は、前年比+20% の 680 億米ドルと、昨年より 1 つ順位を上げて世界第 5 位となった。うち、M&A による投資は 292 億米ドルで、全体の 43% を占めた。

2010年の直接投資金額/上位10ヵ国・地域(単位:億米ドル)

対内直接投資			対外直接投資		
順位	国・地域	金額	順位	国・地域	金額
1	米国	2,282	1	米国	3,289
2	中国	1,057	2	ドイツ	1,049
3	香港	689	3	フランス	841
4	ベルギー	617	4	香港	761
5	ブラジル	484	5	中国	680
6	ドイツ	461	6	スイス	582
7	英国	459	7	日本	563
8	ロシア	412	8	ロシア	517
9	シンガポール	386	9	カナダ	386
10	フランス	339	10	ベルギー	377

出所: UNCTAD「世界投資報告2011」

◆重大技術設備の輸入税免税措置

国家税務総局、税関総署等の 6 部署が連名で 7 月 5 日、「第 3 世代原子力発電ユニット等の重大技術設備の輸入税収政策の調整に関する通知 (財関税[2011]45 号)」を発表した。2009 年 8 月に発表された「重大技術設備輸入税収政策を調整する通知」(財関税[2009]55 号)を補足するもので、第 3 世代原子力発電ユニット、1,000 万トン級石油精製設備、天然ガス輸送パイプ、大型船舶設備、紡績プラント設備等の基幹部品・原材料の輸入関税と増徴税を免除する (実施時期は品目によって異なる)。なお、対象となる部品、原材料の明細、HS コードは同通達の附属文書として財政部のホームページ上 (※) で公開している。

※ http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201107/t20110715_577117.html

◆「個人所得税实施条例」改正 外国人基礎控除額 4,800 元に据え置き

国務院は 7 月 27 日、「個人所得税法实施条例」改正を公布。外国人の基礎控除額を 4,800 元に据え置くことを明確にした。実施は 2011 年 9 月 1 日。従来、外国人の個人所得税基礎控除額は、一般基礎控除額 2,000 元に付加控除額として 2,800 元が追加され、4,800 元とされていたが、本年 6 月 30 日付「個人所得税法」改正で、一般基礎控除額が 2,000 元から 3,500 元に引き上げられたものの、付加控除額の取り扱いについては明確にされていなかった。今回の实施条例の改正により、外国人の付加控除額が従来の 2,800 元から 1,300 元に引き下げられたことから、外国人の基礎控除額の合計は従来と変わらず 4,800 元となることが明らかになった。

【金融・為替】

◆人民銀行 2011 年上半期の使途別貸出統計発表

中国人民銀行は 25 日、本年上半期の使途別貸出統計を発表した。1-6 月の人民元新規貸出増加額は 4.17 億元、6 月末の貸出残高は前年同月比+16.9%の 51.4 億元となった。主な特徴として以下の点を挙げている。①個人向け貸出増加の勢いは弱まりつつあり、6 月末の残高は前年同月比+24.8%と、3 月末より 3.5 ポイント低下。一方、中小企業向けの貸出シェアは上昇しつつあり、1-6 月の法人向け新規貸出増加額全体の 64.5%を占め、1-3 月より 1.6 ポイント増加。②農村向け貸出は、6 月末残高が前年同月比+28.2%と引き続き速い増加ペース。③工業向け中長期貸出の 6 月末残高は同+14.1%と安定推移。④不動産向け貸出は、1-6 月の新規貸出増加額が前年同期比 5,985 億元減少の 7,912 億元、6 月末残高が前年同月比+16.9%と 3 月末より 4.4 ポイント低下し、増加の勢いが弱まっている。⑤東・中・西部地区の貸出は、6 月末残高がそれぞれ前年同月比+15.2%、+16.8%、+20.2%と、西部の伸び率が最も高い。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比		Close		前日比			Close
2011.7.25	6.4476	6.4445~6.4479	6.4450	-0.0005	8.2401	0.0447	0.82714	-0.0004	9.2597	-0.0209	5.2000	2816.07	-85.90
2011.7.26	6.4433	6.4382~6.4439	6.4414	-0.0036	8.2470	0.0069	0.82684	-0.0003	9.3316	0.0719	5.0300	2831.00	14.93
2011.7.27	6.4378	6.4375~6.4433	6.4433	0.0019	8.2945	0.0475	0.82692	0.0001	9.3280	-0.0036	5.0000	2852.32	21.32
2011.7.28	6.4419	6.4408~6.4477	6.4428	-0.0005	8.2948	0.0003	0.82671	-0.0002	9.2680	-0.0600	5.1000	2836.85	-15.47
2011.7.29	6.4430	6.4365~6.4440	6.4366	-0.0062	8.2963	0.0015	0.82579	-0.0009	9.1935	-0.0745	5.0900	2829.47	-7.38

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は、6.4476で寄り付いた。米債務上限引き上げ問題をめぐり米ドルインデックスが下落する中、人民元は週初から連日最高値を更新し、6.43台から6.44台のレンジで堅調に推移した。週末の29日には2005年7月の切り上げ後の最高値となる6.4365まで上昇し、高値圏の6.4366で越週している。人民元の対ドル相場は、昨年6月の人民元弾力化発表以降、6.05%(年初来2.38%)人民元高が進んでいるが、国際商品相場が安定していることから、今後の人民元の上昇ペースは減速することが指摘されている。一方で、1日に発表された7月の購買担当者指数は50.7と前月の50.9を下回ったが、市場予想を上回り中国経済の底堅さを示す内容となったこと、米債務問題や米景気後退懸念が台頭していることから、足元の人民元相場は堅調な推移となり、最高値を更新する展開を予想する。(8月1日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)